

「首都圏の教員等を対象とした県北地方の教育・観光資源モニター事業」 業務委託仕様書

1 事業の目的

関係人口、交流人口拡大に向けて、福島県県北地方への教育旅行を誘致するため、首都圏の教員等をモニターツアーに招き、福島県県北地方の魅力的な教育・観光資源となるコンテンツを認知してもらうとともに、モニタリングを実施することにより、今後のコンテンツの磨き上げ、今後の誘致に繋がる情報収集を行うもの。

2 委託業務の内容

以下の内容についての業務を行うものとする。

(1) 業務内容

以下の条件により、モニターツアーを実施すること。

ア 横浜駅から新幹線を利用して二本松市に移動し、同市市内における教育旅行に資する体験メニューを体験又は見学する内容とする。

イ 同市市内に宿泊するとともに、教育旅行に資する昼食及び移動手段を手配する。

ウ 採用された企画提案事業者が、モニターツアーのアテンドを行う。

エ 体験メニュー（時季の都合上、見学対応の場合も可。以下、同じ。）には、自然体験、歴史体験、農業体験、防災教育を含めることとする。

オ 防災教育の体験メニューは、二本松市に隣接する市町村（浪江町）での実施を含めるものとする。

カ 体験メニューには、関係人口、交流人口拡大に向け、県北地方の観光資源を活用した内容も含めるものとする。

キ 参加人数は10名程度とする。

ク モニターツアーに要する費用のうち、一部（JR料金・宿泊費程度）については参加者の自己負担とし、企画提案事業者が徴収するものとする。（見積額及び積算根拠に反映させること）

(2) 実施時期

令和元年12月14日（土）～15日（日）

3 業務委託期間

委託契約締結日から令和元年12月27日（金）まで

4 成果品

本事業において作成した事業報告書（当日の様子が分かる写真を添付）を提出すること。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）（委託契約後速やかに）
- (2) 委託業務完了報告書（別記第2号様式）（業務完了後速やかに）
- (3) 委託業務実績報告書 別記第3号様式のとおりとし、委託期間終了後、甲が別途指定する日までに提出すること。

6 暴力団排除条項を確認するための書類

乙は次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第5号様式）
- (2) 役員一覧（別記第6号様式）

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。
- (4) その他、契約書に定めのないことは、甲乙協議の上決定する。